

[令和5年5月24日改正、9月21日施行]
《119～121頁》「制裁規程に関する細則」一部改正

新	旧
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(審議に値すると認めるとき)</p> <p>第6条 規程第7条第1項に規定するその他審議に値すると認めるときは、本会の役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則第15条第6項及び第27条第6項に規定する場合とする。</p> <p>第7条～第8条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和5年9月21日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(審議に値すると認めるとき)</p> <p>第6条 規程第7条第1項に規定するその他審議に値すると認めるときは、本会の役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則第15条第6項及び第27条第6項に<u>基づく綱紀委員会からの報告を受けた場合</u>とする。</p> <p>第7条～第8条 (略)</p> <p>(新設)</p>